

難民と認定した事例

【事例 1】

申請人は、本邦入国後、反政府組織に所属し、デモや集会への参加のほか、反政府的な記事の執筆をするなどの政治活動を行っていること、また、申請人の活動を理由に、本国の父親が本国政府から何度も尋問を受け、連行されたまま自宅に戻ってこないことなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請人が、反政府組織に所属し、民主化運動に参加していることは、提出資料及び供述から事実と認められ、近年は同組織の幹部に名を連ねている状況も認められる。また、申請人が機関紙執筆のため本国にいる父親と本国の情勢について連絡を取り合い、同組織の幹部として活動していたところに父親が召喚されるようになったとの供述については、提出資料に照らしても合理性があるものと認められ、申請人が本国政府から反政府活動家として注視される対象となっている可能性が高いと評価された。

これらのことから、申請人が帰国した場合、「政治的意見」を理由として迫害を受けるおそれが十分にあるなど、難民条約及び同議定書第 1 条に規定する難民に該当すると認められる。

【事例 2】

申請人は、本国において、民主化デモ等に参加したり、反政府組織のメンバーとして、妻とともに政府関係者等から情報収集活動を行ったこと、同組織で申請人の任務を引継いだ者が懲役刑を受けたこと、及び、本邦において、反政府組織に所属し、政治活動を行ったことなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請人が、本国において、反政府組織に所属し、妻とともに情報収集活動を行っていたことについては、提出資料、及びその供述内容が相当程度具体的かつ詳細であって、同活動に係る妻の供述内容に照らしても齟齬のないことなどから、申請人が反政府組織のメンバーとして情報収集活動に従事していたこと

に信用性が認められる。

また、申請人の後任者が懲役刑を受けた事実についても、提出資料から確認できることから、申請人がその事実を知り、自身の活動歴から身体の危険を感じて難民認定申請に及んだとの供述には、一定の合理性がある。

これらのことから、申請人が帰国した場合、「政治的意見」を理由として迫害を受ける可能性があるとして認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められる。

【事例3】

申請人は、少数民族出身で少数派宗教の信者であること、及び、本国において、反政府活動を行った上、本邦においては、反政府組織の幹部として政治活動を行っていることなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請人は、提出資料等から、本邦内において、在日反政府組織の幹部であり、政治集会等に中心的人物として積極的に参加していることが窺われる。

また、申請人の父親が反政府組織の中心幹部であることも、提出資料から、事実であると認められる。

これらのことから、申請人が帰国した場合、「人種」及び「宗教」のみを理由に迫害を受けるおそれがあるとは認められないが、本邦における活動内容及び申請人の親族の活動内容を併せて考慮すれば、「政治的意見」を理由として迫害を受ける可能性を否定できないことから、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められる。